

尾張旭市教育委員会（１１月）定例会次第

日時 令和３年１１月１７日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

(1) 協議第３号 小学校における部活動の今後のあり方について

(2) 第２０号議案 令和４年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について

(3) 第２１号議案 令和３年度一般会計補正予算（１２月）に関する意見の申出について（資料当日配布）

(4) 第２２号議案 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

(5) 第２３号議案 尾張旭市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について

５ その他

６ 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和３年１２月２２日（水）午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

I 令和3年度第3回尾張部都市教育長会並びに尾張部町村教育長会 合同会議

(令和3年10月8日(金) 於：豊明市文化会館ギャラリー)

1 開会

2 会長あいさつ

大府市教育長 宮島 年夫

美浜町教育長 山本 敬

3 開催市あいさつ

豊明市長 小浮 正典

4 愛知県教育委員会あいさつ

学習教育部長 小島 寿文

① 新型コロナウイルス感染症対策と自殺対策について

② 令和5年度以降の新しい公立学校入学者選抜について

③ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

教職員課 課長 大江 孝一

・当面する人事行政の課題について

高等学校教育課 課長 橋本 具征

・令和5年度からの公立高等学校入学者選抜について

義務教育課 主査 上野 忍

・魅力ある学校づくり調査研究事業(案)について

6 休憩

7 協議議題

議題1 成人祝賀式について

【提案市：小牧市】

議題2 特別支援学級への身体介護を専門とする支援員の配置について

【提案市：長久手市】

議題3 不登校児童・生徒に対する各市町村の取組について

【提案市：尾張旭市、豊明市】

議題4 学校施設の長寿命化について

【提案市：豊明市】

8 諸連絡

9 次回開催市及び期日

開催市 日進市

日時 令和4年2月3日(木)

場所 日進市民会館

10 閉会あいさつ

II 愛日地方教育事務協議会(令和3年10月19日(火) 於:小牧市役所)

1 開会のことば

○新委員紹介

2 あいさつ

山田会長

3 協議事項

(1) 議事録署名人の選任

(2) 令和4年度教育事務協議会重点目標と事業内容・計画(案)について

(3) 令和4年度儀式日程(案)について

(4) その他

・事務協予算の分担金について

4 報告・連絡事項

(1) 令和4年度教職員定期人事異動方針について

(2) 教育長面談・校長人事面接について

(3) 愛日地方教育事務協議会事務局所在地等ローテーションについて

(4) その他

5 その他

(1) 教育事務所からの連絡依頼事項

① 教育事務所からの指導事項

○次長兼総務課長

○指導第二課長

② 教育事務所からの連絡・依頼事項

・学校教育係

・保健体育係

- ・ 人事係
- ・ 生涯学習係
- ・ その他

6 閉会のことば

尾張旭市教育委員会

(令和3年10月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（10月）定例会会議録

1 日 時 令和3年10月6日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者	教育長	河 村 晋
	委 員	山 本 真依子
	委 員	堀 祐 子
	委 員	伊 藤 智 成
	委 員	松 尾 功

4 出席職員	教育部長	三 浦 明
	管理指導主事	伊 藤 彰 浩
	教育政策課長	田 島 祥 三
	学校給食センター所長	松 原 友 雄
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	図書館長	三 浦 明 美
	文化スポーツ課長	加 藤 剛
	指導主事	寺 田 泰次郎
	教育政策課係長	中 川 暢 顕
	教育政策課副主幹	稲 生 さより

5 傍 聴 者 2名

6 会議に付した事件

承認第4号 令和3年度一般会計補正予算（9月追加）に係る教育長の臨時代理に関
し承認を求めることについて

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから10月定例教育委員会を開催します。 今回は、教育委員の任期満了がありましたが、山本委員が再任をされました。引き続き4年間よろしくお願いいたします。 暑い夏が終わり、朝夕の涼しさの中で、少し秋の気配を感じる頃となりました。あちらこちらで、緊急事態宣言の一斉の解除により、活気を取り戻そうと多くの方が、外出をしている様子が伝えられています。 学校では、運動会などの季節但也有ありますが、残念ながら小学校の運動会は例年のように開催はできない状態です。その他、学校行事の多くある時期但也有ありますが、修学旅行や野外活動は宣言解除により実施できそうであります。十分に注意しながら楽しい思い出になるようよろしくお願いいたします。 また、市民祭は3年連続中止となり、この間小中学生の金管バンドパレード、吹奏楽も行うことができませんでした。多くの市民の方に見に来ていただいている事業でもあり、もちろん出演する子どもたちも、多くの方の前で演奏できることを楽しみに練習してきたことを考えると、どのように今後事業を行っていくかを検討していくことも必要になると思います。 さらに、地域の伝統芸能でもあります無形民俗文化財の棒の手を中心に警固隊の披露もできていません。後継者の育成方法も同様に検討が必要だと感じます。こうしたことを踏まえながら、また新しい時代に向き合って進めていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります前に、10月1日付けで教育委員に再任されました山本委員から一言ご挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 (山本委員挨拶)

	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、9月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、9月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は堀委員を指名しますので、後ほどお願いします。 次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明) ・10月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。 (無しの声) 無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明) ・後援・推薦行事について ・教育長職務代理者の指名について ・学校給食費の市直接徴収の実施について ・情報公開請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	3の学校給食費の市直接徴収の実施についてで、「学校給食費の徴収方法を変更し、保護者の利便性向上、学校業務の効率化及び多忙化解消を図ります」とありますが、保護者の利便性向上は理解ができません。今まで保護者は、学校給食費と教材費を一括して口座引落されていましたが、これからは、給食費は給食費として、教材費は教材費として口座から引落されると思いますので、保護者の利便性の向上には当てはまらないのではないかと思います。当然、先生達の多忙化は解消されると思いますが、システムを導入することにより保護者の利便性が向上することは考えられないため、削除されたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

教育政策課長	教材費と学校給食費については、別々の管理となるため口座引落も別々になります。今回、給食費を市で徴収するに当たり変更した点としては、毎月食べた後で食数を確定した金額を引落させていただくということで、今まで見込みで口座から引落されていたものから変更となります。また、市としての徴収システムを使用することで、今まで学校指定の金融機関からの引落が市内に支店のある金融機関を選べるようになりますので、利便性の向上に繋がると考えています。また、新たな納付方法として一部のスマートフォン決済アプリも利用していただけます。ただ、給食費と教材費が別々の徴収になるというのは、課題と考えています。
教 育 長	保護者の感覚としては、学校が徴収しているのか市が徴収しているかは、あまり大きくは感じていないと思います。しかし、保護者の利便性の向上のためという理由が一番に書かれてありますとどうなのかというご意見だったと思います。今説明がありましたが、システムの導入のみをもって保護者の利便性が向上するかを決めてしまうのではなく、様々な分野で、もっと利便性が高まるような方向へ進む第一歩という意識の中で、今後教材費の扱いを検討していただけたらと思います。
山 本 委 員	食後に食べた食数分で支払うということでしたが、当日欠席しましたら今までは支払いをしていましたが、今後は食後に確定するということは、欠席したら食べていないので支払わなくてもいいということですか。
教育政策課長	食材の準備の都合もありますので、欠席の連絡をした時に給食数の確定に間に合う場合は、支払わなくて良いということです。
管理指導主事	今までは、引落手数料を少なくするということもあり、引落分を先に徴収させていただく場合がありますと、学級閉鎖などありますと、翌月に精算していましたが、これからは期日までに欠席の連絡をいただけた場合は、その分を除き食べた分だけを請求することになりますので、改善されると思います。
山 本 委 員	保護者の皆さんに説明をされるのであれば、欠席して食べなかったの

	で支払わなくてもいいと、捉えられる場合も考えられますので、欠席の連絡をした時に給食数の確定に間に合う場合は、支払わなくて良いということは、今までと変更ないことを説明し、認識していただいた方がいいと思います。
堀 委 員	欠席をする場合は、2日前までに連絡すれば支払わなくてもいいということですか。
給食センター所長	2日前の午前中までに欠席の連絡があれば、給食数の確定に間に合いますので支払わなくてもいいですが、当日欠席する場合は、食べていなくても支払うということになります。
教 育 長	従前の徴収方法は、給食センター側が考えている手法により、欠席する時に給食をキャンセルできない、既に食材等を注文している分は支払うことになるとのことだと思います。本来、食べた分だけ徴収するのか、インフルエンザで出席停止になった場合は、注文していても支払いに含めていないので、その辺りを含めて検討していくことが大切だと思います。従来どおりで変更していなければ、今2日前の午前中までに連絡するということでしたが、しっかりと保護者の方に、ここまでの部分については支払いになりますということの周知をしていただくことが必要だと思います。皆さんの理解を得られるような形でよろしくお願ひしたいと思います。
教 育 長	4の情報公開請求についてですが、開示文書名に「西中学校校舎増築工事(建築)金入り設計書」と記載がありますが、正式な文書名ですか。一般的に請求書は、「何々に関するもの」や「何々が分かるもの」といった形で請求されますが、開示文書名は正式な文書名を記載する必要があります。報告資料の記載方法についてしっかりと確認をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。

給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・ 飲用牛乳摂取困難者等への代替食提供児童生徒数について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	9月から7名の方が利用していますが、代替食にされてから体調不良なく元気にされていますか。
給食センター所長	学校からは、体調を崩したという報告は受けていません。
教 育 長	代替食である調製豆乳を、子どもたちが残すということはないですか。
給食センター所長	急に学校を休まれた時は、残って戻ってくる場合がありますが、その他の時は、全部飲んだり、半分くらい残って戻ってくる時はありますが、全く飲まれないという事例は今のところありません。
教 育 長	それであれば、この事業を行った意義はあったという理解でよろしいですか。
給食センター所長	はい。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・ 市制50周年記念第40回市民ゴルフ大会の中止について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
教 育 長	中止になっても、個人で参加が可能という報告でしたが、大会実施予定日にゴルフ場は貸切だったのでしょうか。
文化スポーツ課長	貸切ではありません。昨年度も中止となりましたが、参加申込者数が257名で、その内207名が個人でプレーをしたということでした。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、報告については終了いたします。次に次第の4付議事件に入ります。
	「承認第4号 令和3年度一般会計補正予算(9月追加)に係る教育長

1 1 月定例教育委員会報告

1 1 月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和3年11月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 1 1 月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 令和4年度小中学校入学式等儀式の実施日について 2 令和3年度全国学力・学習状況調査について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和4年新成人の集いについて
図 書 館	1 在館予約サービスの開始について 2 あさびーこども読書通帳50冊到達者の表彰について
文化スポーツ課	
全 課	

1 11月校長会議等について

1 11月校長会議

(1) 教育長

- 先行きのわからないコロナ
- 教育の連続性
- 義務教育で求めるもの
- いじめ・不登校について
- その他

(2) 教育部長

- 秋の火災予防運動について
- 児童虐待防止の推進について
- 交通事故防止について
- 防災訓練について

(3) 管理指導主事

- 情報の共有（学校間の連携）について
特に危機管理的な情報は、全校で注意、指導が必要となるため、情報共有を積極的に行うこと
- 不祥事根絶に向けて
日頃の適切な指導と時期に応じた指導を確実に行うこと

2 学校の様子

- 小学校の修学旅行が無事終了した。宿泊施設や見学施設においても安心して過ごせるような感染症対策が講じてあり、子どもたちは、様々な関係する方々への感謝の気落ちをもって行動することができた。
- 小学校の野外活動も、順調に终えつつある。施設の空き状況等の関係で日帰りにした学校もあったが、子どもたちに貴重な経験をさせてあげることができ、よかった。
- 小学校では、運動会（体育参観）、社会見学、読書週間などの行事を実施している。
- 中学校では、体育大会（祭）と文化発表会（合唱祭）が、感染症対策を講じて実施できた。体育大会（祭）では、実施時間を短縮したり、密集しないように方法やルールを工夫したりしていた。当日は、躍動する生徒の姿を見ることができた。文化発表会（合唱祭）では、学年ごとの実施にしたり、舞台上の間隔を工夫したりと対策をしっかりと実施した。当日は、きれいな歌声が響き渡った。
- 就学時健診が無事終了した。新1年生の受け入れが本格的にスタートした。

1 後援・推薦行事について

令和3年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
31	後援	ヒューマン アカデミー ロボット教室 体験授業	尾張旭市文化会館	令和3年10月23日 (土) から 11月18日(木)	ロボット・プログラミング教育への認知向上に貢献し理系人材育成を促進する。	ヒューマン アカデミー 株式会社 マネージャー 沼 夏樹
32	後援	地域別県民 文化大祭典 2021オー タムフェ スティバル in尾張旭	スカイワー ドあさひ	令和3年1 1月14日 (日)	「祭典」を通じて、地域・家庭・学校の協力・共同を広げ、学校改革や教育改革をすすめながら、愛知県の教育の振興に寄与する。	地域別県民 文化大祭典 2021中央実行委員会 実行委員長 仲井 真司
33	後援	家庭教育講座	尾張旭市新 池交流館ふ らっと	令和3年1 1月13日 (土)	子どもの脳の発達段階や個性・才能に合わせた子育て方法がわかる講座で、子どもたち一人一人が個性や才能を発揮し、安心して暮らせる未来を実現するため、社会貢献事業の一環として、一人でも多くの子育て中のママ・パパに様々な子育て講座や役に立つ情報を無料で提供する。	一般社団法人日本パーソナルコミュニケーション協会 中部担当 川本 恭平

34	後援	ロボットプログラミング教室体験会	ロボ団名古屋藤が丘校・ロボ団名古屋神宮前校	令和3年1月24日(土)から令和4年1月8日(土)まで	地域の小学生に本物のロボットをパソコンで作るプログラミングを体験してもらい、興味を持ってもらうことを目的とする。	株式会社マナビティ 代表 太田 康秀
35	後援	オンライントークショー 東京オリンピックへの道のり ～子供たちに夢を～	瀬戸信用金庫本部エンゼルホール	令和4年2月13日(日)から令和4年2月28日(月)まで	愛知県瀬戸市出身で東京2020オリンピック出場選手の二人の経験を通じて、将来を担う子どもたちに夢を与えることを目的とする。	瀬戸信用金庫地域振興協力基金 理事長 水野 和郎
36	推薦	体幹・かけっこ教室	総合体育館	令和3年1月23日(祝)	子どもたちの運動能力向上のためバランストレーニングや走り方の教室を行う。	日本トレーニング推進協会 代表理事 山田 康明

許可件数 6 件（後援 5 件推薦 1 件）

新規団体は番号の下に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和3年9月12日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	尾張旭市教育委員会が使用するサーバーの契約書（監視ソフト含む）と、市内小中学校のランサムウェア被害に対するリコーの調査結果
決定年月日	令和3年9月28日
開示区分	一部公開
開示文書名	・尾張旭市立小中学校ネットワーク機器等賃貸借契約書及び変更契約書 ・市内小中学校のランサムウェア被害に対するリコーの調査結果
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 法人が使用する印影 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第2号に該当 法人が使用する印影は、事業活動の中で使用するものがあり、偽造被害の可能性があると認められるため。

請求年月日	令和3年10月7日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	令和3年度旭小学校校舎増築工事（建築）金入り設計書
決定年月日	令和3年10月13日
開示区分	一部公開
開示文書名	旭小学校校舎増築工事（建築）設計書
担当部署	教育政策課
備考	1 非公開とした部分 備考欄に記載した内容 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。 (1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ (2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ これらにより、今後の工事施行事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分については、非公開とする。

請求年月日	令和3年10月7日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	大規模改造工事、増築工事の白鳳小学校の平面図、立面図、断面図及び敷地図
決定年月日	令和3年10月19日
開示区分	一部公開
開示文書名	白鳳小学校大規模改造工事平面図、立面図、断面図及び敷地図 白鳳小学校増築工事平面図、立面図、断面図及び敷地図
担当部署	教育政策課
備考	1 非公開とした部分 建築士の番号及び氏名、監理者及び施行者の印影 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、個人のプライバシーを中心とする権利利益を害するおそれがあるため。

1 令和4年度小中学校入学式等儀式の実施日について

儀 式	小 学 校	中 学 校
入 学 式	4 月 6 日(水)	4 月 7 日(木)
1 学期 始業式	4 月 7 日(木)	4 月 7 日(木)
1 学期 終業式	7 月 2 0 日(水)	7 月 2 0 日(水)
2 学期 始業式	9 月 1 日(木)	9 月 1 日(木)
2 学期 終業式	1 2 月 2 3 日(金)	1 2 月 2 3 日(金)
3 学期 始業式	1 月 6 日(金)	1 月 6 日(金)
卒業式	3 月 2 0 日(月)	3 月 7 日(火)
修了式	3 月 2 4 日(金)	3 月 2 4 日(金)

2 令和3年度全国学力・学習状況調査について

1 目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査対象

小学校6年生（9校、794名）、中学校3年生（3校、733名）

3 調査事項

(1) 教科に関する調査（国語、算数・数学）

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力

(2) 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

- ・ 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査

4 調査日時

令和3年5月27日（木）

【小学校調査】

1 時限目	2 時限目	3 時限目
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20分)

【中学校調査】

1 時限目	2 時限目	3 時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	児童質問紙 (20分)

5 教科に関する全国状況と比べた全体傾向

小学校では、国語は全国平均と同程度で、算数は全国平均よりやや高い。
中学校では、国語・数学は全国平均とやや高い。

6 教科の状況

(1) 小学校

<国語の全体的な状況>

全国状況と比べて、国語は、全国平均と同程度。

各領域の状況としては、「話すこと・聞くこと」については、どの設問においても全国平均を上回る結果となっています。「書くこと」については、目的や意図に応じて理由を明確にしながら、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することに課題があり、「読むこと」については、全国平均と同程度であるものの、正答に至るまでの条件を適切に読み取ることができていないことに課題があり、「言葉の特徴や使い方に関する事項」については、漢字を文の中で正しく使うことや文中の主語と述語の使い方など全般的に全国平均を下回る傾向があり課題がある。

国語

◇：できている点 ◆：課題のある点 ・：全国と同程度

【話すこと・聞くこと】

- ◇ 目的に応じ、話の内容が明確になるようにスピーチの構成を考える
- ◇ 資料を用いた目的を理解する
- ◇ 目的や意図に応じ、資料を使って話す

【書くこと】

- ◇ 自分の主張が明確に伝わるように、文章全体の構成や展開を考える
- ◆ 目的や意図に応じて、理由を明確にしながら、自分の考えが伝わるように書き方を工夫する

【読むこと】

- ◇ 文章全体の構成を捉え、内容の中心となる事柄を把握する
- ◇ 目的に応じ、文章と図表とを結び付けて必要な情報を見付ける
- ◇ 目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約する

【言葉の特徴や使い方に関する事項】

- ◇ 思考に関わる語句の使い方を理解し、話や文章の中で使う
- ◆ 学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う
- ◆ 文の中における主語と述語との関係を捉える

◆ 文の中における修飾と被修飾との関係を捉える

＜算数の全体的な状況＞

全国状況と比べて、算数は、全国平均よりやや高い。

「数と計算」では、示された除法の計算の結果について、日常生活の場面に即して判断できることにやや課題があり、「図形」では、どの設問においても全国平均と同程度の結果となっているが、三角形の面積の求め方について理解しているでは、愛知県の県平均よりも下回る結果となっておりやや課題がある。

算数

◇：できている点 ◆：課題のある点 ・：全国と同程度

【数と計算】

- ◇ 二つの道のりの差を求めるために必要な数値を選び、その求め方と答えを記述できる
- ◆ 示された除法の結果について、日常生活の場面に即して判断することができる
- ◇ 商が1より小さくなる等分除の場面で、場面から数量の関係を捉えて除法の式に表し、計算することができる
- ◇ 小数を用いた倍についての説明を解釈し、ほかの数値の場合に適用して、基準値を1としたときに比較量が示された小数に当たる理由を記述できる

【図形】

- ・ 三角形の面積の求め方について理解している
- ・ 複数の図形を組み合わせた図形の面積について、量の保存性や量の加工性を基に捉え、比べることができる
- ◇ 複数の図形を組み合わせた平行四辺形について、図形を構成する要素などに着目し、図形の構成の仕方を捉えて、面積の求め方と答えを記述できる

【測定】

- ◇ 二つの道のりの差を求めるために必要な数値を選び、その求め方と答えを記述できる
- ・ 条件に合う時刻を求めることができる
- ・ 複数の図形を組み合わせた図形の面積について、量の保存性や量の加工性を基に捉え、比べることができる

【変化と関係】

- ・ 速さが一定であることを基に、道のりと時間の関係について考察することができる
- ◇ 速さをもとめる除法の式と商の意味を理解している
- ◇ 速さと道のりを基に、時間を求める式に表すことができる

【データの活用】

- ・ 棒グラフから、数量を読み取ることができる
- ◇ 棒グラフから、項目間の関係を読み取ることができる
- ・ データを二次元の表に分類整理することができる

- ・ 帯グラフで表された複数のデータを比較し、示された特徴をもった項目とその割合を記述できる

◇ 集団の特徴を捉えるために、どのようなデータを集めるべきかを判断することができる

(2) 中学校

<国語の全体的な状況>

全国状況と比べて、国語は、全国平均と同程度。

「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」については、全国平均と同程度の正答率になっている。「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」については、多くの観点で全国平均を上回る正答率となっている。

国語

◇：できている点 ◆：課題のある点 ・：全国と同程度

【話すこと・聞くこと】

- ・ 話合いの話題や方向を捉える
- ・ 質問の意図を捉える
- ◆ 話合いの話題や方向を捉えて、話す内容を考える

【書くこと】

- ・ 書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係に注意して書く
- ・ 書いた文書を互いに読み合い、文章の構成の工夫を考える
- ◇ 伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書く

【読むこと】

- ・ 文脈の中における語句の意味を理解する
- ・ 場面の展開、登場人物の心情や行動に注意して読み、内容を理解する
- ・ 登場人物の言動の意味を考え、内容を理解する
- ◆ 文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつ

【伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項】

- ・ 文脈に即して漢字を正しく読む
- ◇ 事象や行為などを表す多様な語句について理解する
- ◇ 相手や場に応じて敬語を適切に使う
- ◇ 伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書く

<数学の全体的な状況>

全国状況と比べて、数学は、全国平均をやや上回っている。

「関数」については、関数の意味を理解することと、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することに課題がある。

数学

◇：できている点 ◆：課題のある点 ・：全国と同程度

【数と式】

- ◇ 整式の加法と減法の計算ができる
- ◇ 具体的な場面で、一元一次方程式を作ることができる
- ◇ 問題場面における考察の対象を明確に捉えることができる
- ◇ 目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができる
- ・ 数学的な結果を事象に即して解釈し、事柄の特徴を数学的に説明することができる

【図形】

- ・ 扇形の中心角と弧の長さや面積との関係について理解している
- ◇ 平行四辺形になるための条件を用いて、四角形が平行四辺形になることの理由を説明することができる
- ◇ 錯角が等しくなるための、2直線の位置関係を理解している
- ◇ ある条件の下で、いつでも成り立つ図形の性質を見だし、それを数学的に表現することができる

【関数】

- ◆ 関数の意味を理解している
- ◇ 与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることができる
- ◆ 事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができる

【資料の活用】

- ◇ 与えられたデータから中央値をもとめることができる
- ・ ヒストグラムからある階級の度数を読み取ることができる
- ◇ 相対度数の必要性和意味を理解している
- ◇ データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することができる

7 質問紙調査の状況（全国との比較）

(1) 食生活と睡眠・生活習慣

【小学生】

- ・ ほとんどの児童が朝食を毎日食べているが、全く食べていない児童がわずかにいる。
- ・ ほぼ毎日同じ時刻に就寝している児童は多いが、同じ時刻に起床している児童は、全国と同程度となっている。
- ・ 携帯電話やスマートフォンの使用における家庭での約束を守っている割合は、全国平均をやや下回っている。
- ・ 1日あたりのテレビゲーム（スマートフォンを含む）の使用時間数は、全国平均を上回っている。

【中学生】

- ・ 朝食を毎日食べている生徒は多く、全国より多い。
- ・ ほぼ毎日同じ時刻に就寝している生徒は全国をやや下回っており、同じ時間に起床している生徒は、全国と同程度。
- ・ 携帯電話やスマートフォンの使用における家庭での約束を守っている割合は、全国平均と同程度となっている。
- ・ 1日あたりのテレビゲーム（スマートフォンを含む）の使用時間数は、全国平均を上回っている。

（肯定群 1：「している」 2：「どちらかといえば、している」）

（否定群 3：「あまりしていない」 4：「全くしていない」）

△：上回っている点 ▼：下回っている点 ・：同程度 以下同様

【小学生】

△ 朝食を毎日食べている児童の肯定群は96.5%で、全国94.9%よりやや高い。全く食べていない児童は1.0%で、全国1.2%と同程度である。

▼ 毎日、同じくらいの時刻に寝る児童の肯定群は79.8%で、全国81.2%より低い。

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に起きる児童の肯定群は90.1%で、全国90.4%と同程度である。

▼ 携帯電話・スマートフォンなどの使い方について、家庭での約束を守っている割合は68.7%で、全国70.1%よりやや低い

▼ 1日あたりのテレビゲーム（スマートフォンを含む）を3時間以上使用している割合は34.9%で、全国29.0%を上回っている。

【中学生】

△ 朝食を毎日食べている生徒は94.4%で、全国92.8%より多い。

△ 毎日同じくらいの時刻に寝る生徒の肯定群は77.6%で、全国79.8%よりやや低い。

△ 毎日同じくらいの時刻に起きる生徒の肯定群は92.2%で、全国92.7%と同程度。

- ・ 携帯電話・スマートフォンなどの使い方について、家庭での約束を守っている割合は67.0%で、全国67.9%と同程度。

▼ 1日あたりのテレビゲーム（スマートフォンを含む）を3時間以上使用している割合は36.2%で、全国32.3%を上回っている。

(2) 自尊意識（全国との比較）

【小学生】

- ・ 将来の夢や目標をもっている児童や自分にはよいところがあると回答した児童も全国をやや上回っている。
- ・ 自ら決めたことを遂行しようとして回答した児童と失敗を恐れずに挑戦しようとして回答した児童は全国を下回っている。

【中学生】

- ・ 将来の夢や目標をもっている生徒の肯定群は7割ほどで、全国を上回っている。
- ・ 自分にはよいところがあると思っている生徒の肯定群は7割を越えているが、全国をやや下回っている。
- ・ 自ら決めたことを遂行しようとして回答した生徒と失敗を恐れずに挑戦しようとして回答した生徒は全国と同程度となっている。

【小学生】

- ・ 将来の夢や目標をもっている児童の肯定群は82.2%で、全国80.3%をやや上回っている。
- ・ 自分にはよいところがあると思っている児童の肯定群は81.1%で、全国81.2%と同程度である。
- ▼ 自分でやると決めたことをやり遂げようとしている児童の肯定群は81.1%で、全国84.4%を下回っている。
- ▼ 失敗を恐れずに挑戦する回答した割合は68.1%で、全国70.9%をやや下回っている。

【中学生】

- △ 将来の夢や目標をもっている生徒の肯定群は72.7%で、全国68.6%より高い。
- ▼ 自分にはよいところがあると思っている生徒の肯定群は73.8%で、全国76.2%よりやや低い。
- ・ 自分でやると決めたことをやり遂げようとしている生徒の肯定群は85.1%で、全国84.2%と同程度。
- ・ 失敗を恐れずに挑戦する回答した割合は65.3%で、全国65.9%と同程度。

(3) 規範意識（全国との比較）

【小学生】

- ・ ほとんどの児童が高い規範意識をもっていて、人の役に立つ人間になりたいと思ひ、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っている。

【中学生】

- ・ ほとんどの生徒が高い規範意識をもっていて、人の役に立つ人間になりたいと思ひ、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っている。

【小学生】

- ・ 人が困っているときは、進んで助けると回答した児童の肯定群は88.7%で、全国88.7%と同じである。ただ、肯定群の中で、「当てはまる」と回答した児童は、38.6%と全国の43.6%を下回る傾向がある。
- ・ いじめはどんな理由があってもいけないことだと思ひ児童の肯定群は96.4%で、全国

96.8%と同程度である。

- ・ 人の役に立つ人間になりたいと思う児童の肯定群は95.1%で、全国95.5%と同程度である。

【中学生】

△ 人が困っているときは、進んで助けている生徒の肯定群は90.7%で、全国88.5%よりやや高い。

▼ いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っている生徒の肯定群は93.3%で、全国95.9%よりやや低い。また、肯定群の中で強く肯定している割合は73.4%で、全国の81.4%よりも低くなっている。

▼ 人の役に立つ人間になりたいと思っている生徒の肯定群は、94.8%で、全国95.0%と同程度となっている。

(4) 家庭生活（全国との比較）

① 学習時間

【小学生】

- ・ 平日の1日当りの勉強時間は、「30分以上2時間未満」が半数を占めており、全国の同時間の割合よりやや少ない。
- ・ 平日の読書時間は全く読書をしない割合が最も多く、全国の傾向と類似している。

【中学生】

- ・ 平日、家庭学習の時間が全国より多く、家で計画を立てて勉強している生徒も全国より多い。
- ・ 平日の読書時間は全国よりかなり少ない。

【小学生】

▼ 平日の1日当りの勉強時間は、高い順に「30分から1時間」、「1時間から2時間」、「30分より少ない」で、全国は「1時間から2時間」、「30分から1時間」、「2時間から3時間」である。「全くしない」と回答した児童は4.5%で、全国3.5%より高い。

- ・ 平日の1日の読書時間は、「全くしない」、「10分から30分」、「30分から1時間」で、全国の傾向と同じである。「全くしない」と回答した児童は26.0%で、全国24.0%よりやや高い。

▼ 家で、自分で計画を立てて勉強している児童の肯定群は69.4%で、全国74.0%より低い。

【中学生】

△ 平日の1日当たりの勉強時間は多い順に「2時間から3時間」、「1時間から2時間」、「3時間以上」で、全国は「1時間から2時間」、「2時間から3時間」、「30分から1時間」である。全く勉強をしない割合は2.2%で、全国の3.5%より低い。

△ 家で、自分で計画を立てて勉強している生徒の肯定群は69.8%で、全国53.5%よりかなり高い。

▼ 平日の読書時間は、「10分から30分」、「10分より少ない」、「30分から1時間」の順で高く、全国は「10分から30分」、「30分から1時間」、「10分より少ない」の順である。「全くしない」と回答した生徒は58.9%で、全国37.4%よりかなり高い。

△ 家で自分で計画を立てて勉強をしている生徒の肯定群は 69.8%で、全国 53.5%よりかなり高い。

② ICT 機器の活用状況

【小学生】

- ・ 学校での ICT 機器の活用状況は、全国の使用率よりも高い。
- ・ 家庭で学習のために ICT 機器を活用している割合は、やや低い傾向となっている。

【中学生】

- ・ 学校での ICT 機器の活用状況は、全国の使用率よりも高い。
- ・ 家庭で学習のために ICT 機器を活用している割合は、やや高い傾向となっている。

【小学生】

△ 5年生までに受けた授業で ICT 機器を週 1 回以上使用した割合は 45.0%で、全国の 40.1%よりも高い。

△ 学校で ICT 機器を意見交換のために週 1 回以上活用した割合は 46.4%で、全国の 39.0%よりも高い。

- ・ 家庭で学習のために 1 時間以上 ICT 機器を活用している割合は 17.8%で、全国の 34.0%よりも低い。また、ICT 機器を持っていないと回答した割合は 9.0%と全国と同じとなっている。

【中学生】

△ 2年生までに受けた授業で ICT 機器を週 1 回以上使用した割合は 40.8%で、全国の 33.4%よりも高い。

▼ 学校で ICT 機器を意見交換のために週 1 回以上活用した割合は 29.0%で、全国の 34.8%よりも低い。

- ・ 家庭で学習のために 1 時間以上 ICT 機器を活用している割合は 21.0%で、全国の 19.0%よりもやや高い。また、ICT 機器を持っていないと回答した割合は 3.0%で、全国の 3.6%と同程度となっている。

(5) 学校生活

【小学生】

- ・ 学級で、学究生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した肯定群は 6 割弱で、全国よりかなり低い。
- ・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができていると回答した肯定群は 9 割以上で全国と同程度となっている。

【中学生】

- ・ 学級で、学究生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した肯定群は 7 割で、全国より低い。
- ・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができていると回答した肯定群は 9 割以上で全国と同程度となっている。

【小学生】

▼ 学級で、学究生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した肯定群は 57.9%で、全国の 73.4%よりかなり低い

い。また、「当てはまる」と回答した割合は17.5%で、全国の32.3%を大きく下回っている。

- ・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができていると回答した肯定群は94.8%で、全国の95.5%と同程度となっている。

【中学生】

- ▼ 学級で、学究生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると回答した肯定群は70.5%で、全国の73.9%より低い。
- ・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができていると回答した肯定群は95.2%で、全国の96.5%と同程度となっている。

(6) 学習について

【小学生】

- ・ 学級内での話し合い活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考えを受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていた児童の肯定群は8割強である。
- ・ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した児童の肯定群は全国よりやや少ない。

【中学生】

- ・ 学級内での話し合い活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考えを受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていた児童の肯定群は9割弱である。
- ・ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した児童の肯定群は全国よりやや少ない。

【小学生】

△ 学級内での話し合い活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考えを受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていた児童の肯定群は85.3%で、全国の82.6%を上回っている。

▼ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した児童の肯定群は75.8%で、全国の78.3%よりやや低い。

▼ 5年生までに受けた授業は、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっているとした肯定群は77.0%で、全国の81.4%より低い。

- ・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができているとした肯定群は、94.8%で、全国の95.5%と同程度となっている。

▼ 5年生までに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていたとした肯定群は62.6%で、全国の67.2%より低くなっている。

▼ 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童の肯定群は65.8%で、全国73.0%より低い。

▼ 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいた児童の肯定群は77.3%で、全国81.1%より低い。

【中学生】

△ 学級内での話し合い活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考えを受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていた生徒の肯定群は86.6%で、全国の83.7%を上回っている。

▼ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていると回答した生徒の肯定群は72.3%で、全国の74.6%よりやや低い。

▼ 2年生ときに受けた授業は、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっているとした肯定群は65.4%で、全国の74.3%より低い。

・ 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができているとした肯定群は、95.2%で、全国の96.5%と同程度となっている。

▼ 2年生のときに受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていたとした肯定群は50.5%で、全国の59.5%より低くなっている。

▼ 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる生徒の肯定群は65.7%で、全国70.2%より低い。

・ 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいた児童の肯定群は77.5%で、全国76.2%より低い。

(7) 新型コロナウイルス感染症による休校に関して（全国との比較）

【小学生】

・ 昨年度の休校期間中に、勉強について不安に感じていたと回答している児童は、全国と同程度となっている。

・ 昨年度の休校期間中に、規則正しい生活が遅れていたと回答した児童は、全国より少ない。

【中学生】

・ 昨年度の休校期間中に、勉強について不安に感じていたと回答している生徒は、全国よりやや多い。

・ 昨年度の休校期間中に、規則正しい生活が遅れていたと回答した児童は、全国よりやや少ない。

【小学生】

・ 昨年度の休校期間中に、勉強について不安に感じていたと回答している児童の割合は55.4%で、全国の55.2%と同程度となっている。

▼ 昨年度の休校期間中に、計画的に学習を続けることができていたと回答した肯定群は61.4%で、全国の64.6%よりやや低い。

▼ 昨年度の休校期間中に、規則正しい生活を送っていたと回答した肯定群は57.0%で、全国の63.1%より低い。

・ 昨年度の休校期間中に、学校からの課題で分からなかったことがあったときには、「家族に聞いた」が83.0%、「自分で調べた」が66.6%と全国と同じ傾向で同程度となっている。

【中学生】

- ▼ 昨年度の休校期間中に、勉強について不安に感じていたと回答している生徒の割合は64.6%で、全国の62.8%とやや多くなっている。
- △ 昨年度の休校期間中に、計画的に学習を続けることができていたと回答した肯定群は39.8%で、全国の37.6%よりやや高い。
- △ 昨年度の休校期間中に、規則正しい生活を送っていたと回答した肯定群は60.6%で、全国の58.4%よりやや高い。
 - ・ 昨年度の休校期間中に、学校からの課題で分からなかったことがあったときには、「友達に聞いた」と「家族に聞いた」が47.1%で、「自分で調べた」が62.4%と全国と同じ傾向で同程度となっている。

1 令和4年尾張旭市新成人の集いについて

1 開催方式について

3 中学校区毎の分散方式

2 開催日時について

令和4年1月9日(日) 午後1時30分から

3 対象人数について(令和3年10月31日現在)(単位:人)

	令和4年	令和3年	前年度比
旭中学校区	347	339	+8
東中学校区	299	294	+5
西中学校区	270	252	+18
総合計	916	885	+31

※ 前年度については、令和2年10月31日現在

4 会場について

(1) 旭中学校区

尾張旭市立旭中学校体育館

(2) 東中学校区

尾張旭市立東中学校体育館

(3) 西中学校区

尾張旭市立西中学校体育館

5 新型コロナウイルス対策について

前年に引き続き、必要な感染防止対策をとった上で、令和4年新成人の集いを開催する。

(1) 3校区とも中学校体育館を会場に開催する。

(2) 第2部集いを中止し、式典のみ実施する。

(3) 式典では、来賓紹介等を中止し、恩師や地域の方からのビデオメッセージなど座席で楽しめる企画を実施する。

1 在館予約サービスの開始について

1. 目的

インターネット予約サービスを拡大することにより、本市図書館の利用者サービスの向上を図る。

2 内容

これまでの貸出中の図書館資料（以下「資料」という。）に対してのみ予約ができた利用者サービスに加え、在館（図書館の書架にある）の資料に対しても、インターネットからの予約を可能とした。予約のあった資料は、図書館又は地区公民館等にて貸出しを行う。

3 開始日時

令和3年10月13日（水）午前9時

4 対象者

個人貸出利用者（在住、在学、在勤及び広域を含む）

5 申込方法

利用者本人が図書館ホームページからインターネットを介して申し込む。

6 予約可能点数

従来の予約点数10点までの内、2点

2 あさびーこども読書通帳50冊到達者の表彰について

1 目的

50冊目のあさびーこども読書通帳が満了した児童を表彰することで、子どもが図書館に親しみを持ち、読書の習慣化につながるよう、読書奨励及び読書通帳のさらなる定着・普及を図る。

2 表彰式の開催日

令和3年10月30日(土)

3 表彰対象者

若杉 芽依(城山小 3年)

若杉 侑依(城山小 3年)

協議第3号

小学校における部活動の今後のあり方について

尾張旭市立小学校における部活動について、今後のあり方について協議する。

令和3年11月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、小学校における部活動の今後のあり方について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

小学校における部活動の今後のあり方について

1 協議事項

小学校における部活動については、これまで学習指導要領に明示されていないものの、それぞれの個性を伸ばし、自主性や社会性を育み、学校における教育活動において大きく寄与してきました。しかしながら、教育全般に渡り様々な課題が複雑化・多様化してきており、学校において解決していくことも増え、これらの解決にあたっていく学校の体制を維持していくには、これまでと同様な教員による部活動の体制を維持していくことが難しくなっています。引き続き部活動の有効性を継続できる仕組みとその在り方について協議するものです。

なお、中学校の部活動については、令和2年9月に文部科学省から出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で、「学校と地域が協働・融合した部活動」の具体的な実現方策とスケジュールが明示されましたので、国の方針を基本に進めていきます。

2 小学校の部活動の現状について

種目	サッカー、ミニバスケットボール、金管バンド
活動時間	・週に2～3回程度 ・授業後に実施（1時間～2時間程度）
顧問の状況	・複数顧問制で教職員が運営・指導している。 ・未経験の種目の顧問になることもある。 ・多忙化の要因の一つになっている。
対象児童	4～6年生 ※一部、5～6年生
部員数	20名～40名程度
大会・発表会等	サッカー・ミニバスケットボール：市球技大会（11月） 市民大会（1月） 金管バンド：市民祭（10月）、運動会等 市民音楽祭（輪番で3年に1回程度）
外部講師	・外部委託として、金管バンド部に各校2回ずつ派遣。 ・外部講師として、9校300時間確保（令和3年度）
課題	・指導者の専門性 ・顧問不足 ・教員の多忙化

3 今後の方向性について

- (1) 地域の人材や市のスポーツ団体、地元の大学等の活用
- (2) 部活動指導に特化した人材バンク登録制度の導入
- (3) 小学校部活動外部講師の拡充

第 20 号議案

令和 4 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について

令和 4 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針を別記のとおり定めるため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、付議するものとする。

令和 3 年 11 月 17 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和 4 年度尾張旭市教職員定期人事異動方針を決定するため必要があるからである。

令和4年度尾張旭市教職員定期人事異動方針

尾張旭市教育委員会

1 方針

尾張旭市公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、令和4年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づき、次の基本方針のもとに、定期人事異動を実施する。

- (1) 適材を適所に配置し、人事の刷新を図るとともに、新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (2) 学校間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- (3) 管理職には、改革意識をもち、管理・指揮監督能力に優れ、包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- (4) 校長の意見を尊重する。

2 実施要領

(1) 管理職人事

ア 転任 学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

イ 昇任 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登録された者から登用する。

教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登録された者から登用する。

ただし、校長・教頭とも、特別の事情がある場合のほか、令和4年3月31日における年齢が57歳以下である者とする。

ウ 降任 自ら降任を申し出た場合においては、本人の申し出に基づき降任を認める。

(2) 教職員人事

ア 同一校の長期・短期勤務者の異動について

(ア) 教員の同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。事務職員、学校栄養職員の同一校勤務7年を超える者も同様とする。

また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。

(イ) 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。

イ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分程度までとするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。

ウ 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

エ 校長の意見の申し出があった教職員の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

※ なお、令和4年度の県費負担市町村立学校事務職員、学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準じる。

第 2 1 号議案

令和 3 年度一般会計補正予算（1 2 月）に関する意見の申出について
尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 5 5 年教育委員会規則第 6 号）第 3
条第 1 項第 9 号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和 3 年度 9 月追加補正予算調整後さらに調整する
必要があるからである。

令和3年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		12月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	7 教育使用料	23,786	0	23,786	0	23,786
15 国庫支出金	1 国庫負担金	2 教育費国庫負担金	66,290	0	66,290	0	66,290
	2 国庫補助金	5 教育費国庫補助金	9,210	5,300	14,510	△ 3,916	10,594
16 県支出金	2 県補助金	8 教育費県補助金	17,845	800	18,645	0	18,645
	3 県委託金	5 教育費委託金	119	270	389	0	389
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	596	0	596	0	596
		2 利子及び配当金	1	0	1	0	1
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	800	0	800	0	800
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	330	1,650	1,980	0	1,980
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	363,354	0	363,354	0	363,354
22 市債	1 市債	3 教育債	321,100	0	321,100	0	321,100
計			803,431	8,020	811,451	△ 3,916	807,535

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		12月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	2,000	1,100	3,100	0	3,100
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,674	0	2,674	0	2,674
		2 事務局費	593,524	5,655	599,179	0	599,179
		3 教育振興費	112,307	2,620	114,927	△ 1,707	113,220
	2 小学校費	1 学校管理費	476,018	13,600	489,618	2,023	491,641
		2 教育振興費	115,205	5,070	120,275	△ 1,120	119,155
	3 中学校費	1 学校管理費	378,009	7,950	385,959	△ 227	385,732
		2 教育振興費	90,631	200	90,831	△ 585	90,246
	4 給食センター費	1 給食センター費	592,188	21,690	613,878	0	613,878
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	8,974	900	9,874	0	9,874
		2 社会教育振興費	4,861	0	4,861	0	4,861
		3 公民館費	103,134	11,900	115,034	0	115,034
		4 図書館費	33,039	27,781	60,820	0	60,820
		5 文化財保護費	12,012	1,650	13,662	0	13,662
		6 文化会館費	68,225	13,200	81,425	△ 6,217	75,208
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,312	0	10,312	0	10,312
		2 体育施設管理費	88,304	0	88,304	0	88,304
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入還付金	200	0	200	0	200
計			2,691,617	113,316	2,804,933	△ 7,833	2,797,100

歳入予算明細書

15款 国庫支出金		2項 国庫補助金	5目 教育費国庫補助金	(単位 千円)
節	補正額	説明		
1 小学校費補助金	12	学校保健特別対策事業費補助金 12		
		[813 ⇒ 825]		
2 中学校費補助金	△113	学校保健特別対策事業費補助金 △113		
		[413 ⇒ 300]		
3 社会教育費補助金	△3,815	文化芸術振興費補助金 △3,815		
		[5,300 ⇒ 1,485]		
計	△3,916			

歳出予算明細書

10款 教育費		1項 教育総務費	3目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
10 需用費	△1,000	児童生徒健康安全事業 △1,000		
12 委託料	△707	消耗品費 △1,000		
		[1,200 ⇒ 200]		
		教職員健康管理事業 △707		
		教職員健康管理委託料 △707		
		[5,459 ⇒ 4,752]		
計	△1,707			

10款 教育費		2項 小学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
10 需用費	△1,627	新型コロナウイルス対策事業 1,650		
17 備品購入費	2,000	学校教育活動継続支援事業交付金 1,650		
18 負担金、補助及び交付金	1,650	[0 ⇒ 1,650]		
		小学校施設維持運営事業 △1,627		
		消耗品費 △1,627		
		[31,700 ⇒ 30,073]		
		小学校校用備品整備事業 2,000		
		校用備品購入費 2,000		
		[13,000 ⇒ 15,000]		
計	2,023			

10款 教育費		2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
12 委託料	△390	児童健康安全事業（小学校） △390		
13 使用料及び賃借料	△730	健康診断委託料 △390		
		[3,115 ⇒ 2,725]		
		学習支援事業（小学校） △730		
		自動車借上料 △730		
		[1,004 ⇒ 274]		
計	△1,120			

10款 教育費		3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
10 需用費	△827	新型コロナウイルス対策事業		600
18 負担金、補助及び交付金	600	学校教育活動継続支援事業交付金 [0⇒ 600]		600
		中学校施設維持運営事業		△827
		消耗品費 [17,600⇒ 16,773]		△827
計	△227			

10款 教育費		3項 中学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
12 委託料	△585	生徒健康安全事業（中学校）		△585
		健康診断委託料 [2,956 ⇒ 2,371]		△585
計	△585			

10款 教育費		5項 社会教育費	6目 文化会館費	(単位 千円)
節	補正額	説 明		
17 備品購入費	△6,217	文化会館維持管理事業		△6,217
		一般備品購入費 [10,600 ⇒ 4,383]		△6,217
計	△6,217			

第22号議案

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見の申出について
次のとおり尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第9号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和3年11月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館を公民館として位置付け、尾張旭市宮浦公民館に変更するため必要があるからである。

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
(設置)			(設置)		
第2条 公民館を次のとおり置く。			第2条 公民館を次のとおり置く。		
名称		位置	名称		位置
(略)		(略)	(略)		(略)
尾張旭市旭丘公民館		(略)	尾張旭市旭丘公民館		(略)
			尾張旭市宮浦公民館		尾張旭市稲葉町四丁目75番地
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
公民館使用料			公民館使用料		
区分		1時間当たりの使用料（円）	区分		1時間当たりの使用料（円）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
尾張旭市旭丘公民館	(略)	(略)	尾張旭市旭丘公民館	(略)	(略)
			尾張旭市宮	会議室	100

			浦公民館	研修室	350
				生活改善室	350
				和室（21畳）	350
				和室（10畳）	150
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた施行日以後の尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館に係る使用の許可、手続その他の行為は、改正後の尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例によりされた尾張旭市宮浦公民館に係る使用の許可、手続その他の行為とみなす。

第23号議案

尾張旭市体育施設の指定管理者の指定に関する意見の申出について

尾張旭市体育施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第9号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和3年11月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

名称及び所在地

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 尾張旭市総合体育館 | 尾張旭市東大道町原田2578番地 |
| (2) 尾張旭市城山体育施設 | 尾張旭市城山町長池下地内 |
| (3) 尾張旭市旭ヶ丘体育施設 | 尾張旭市旭ヶ丘町濁池地内 |
| (4) 尾張旭市晴丘体育施設 | 尾張旭市東本地ヶ原町二丁目112番地 |
| (5) 尾張旭市南グランド | 尾張旭市南栄町旭ヶ丘地内 |
| (6) 尾張旭市民プール | 尾張旭市上の山町間口2485番地 |

2 指定管理者として指定する団体

名 称 ハマダスポーツ企画株式会社

代表者氏名 代表取締役 濱 田 英 之

所 在 地 名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地

3 指定管理者として指定する期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年条例第27号）第16条第1項の規定により、尾張旭市体育施設の管理を行わせる団体として、ハマダスポーツ企画株式会社を指定するため必要があるからである。

尾張旭市体育施設指定管理者の候補者の選定結果

令和３年７月に下記施設の指定管理者を募集し、応募のあった１団体について指定管理者選定会議を設け、指定管理者の候補者の選定をしました。指定管理者の指定は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があり、以下に記載している内容は、候補者選定の結果です。

市では、この結果に基づき、令和３年１２月尾張旭市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し、導入に当たっての進めを進めます。

１ 対象施設

尾張旭市体育施設

２ 選定会議の経緯

回数	開催日	主な内容
第１回	令和３年９月８日（水）	審査方法の説明、書類審査、応募者への確認事項等意見交換
第２回	令和３年９月３０日（木）	プレゼンテーション・ヒアリング評価、候補者の選定

３ 指定管理者の候補者

名古屋市名東区猪高台一丁目１３１６番地
ハマダスポーツ企画株式会社

４ 審査基準及び審査結果

審査基準	評価点	
	配点	ハマダスポーツ企画株式会社
(１) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	100	73
(２) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減	175	121
(３) 管理を安定して行う物的及び人的能力	125	85
(４) その他の要件	100	86
評価点合計	500	365
候補者順位		1

5 選定理由

尾張旭市体育施設の指定管理者の募集に際しては、1団体から応募があり、申請書及び附属の書類並びに選定会議により、その適格性などを確認し、次の理由により、候補者を選定しました。

(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

指定管理者としての役割や使命感はもとより、尾張旭市第五次総合計画をはじめとする各種計画等の趣旨を理解し、市の人口予測や高齢化の進展を踏まえた目標設定とその達成に向けた活動方針が明示されている。

また、それらに基づいて様々な利用者がスポーツ活動に親しめる取組や利用者からの要望等の把握及び反映に向けた方策等、サービス向上への具体的な取組について提案されており、より質の高い施設運営が期待できる。

(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減

利用拡大を図るための方策として、新たにスマートフォンアプリの導入が検討されており、利用者に直接情報発信できる手法が示されている。

また、市イベントへの協力、市関係部署との連携事業、ボランティア活動への参加のほか、効率的な維持管理や利益還元等の具体策が示されており、これまで以上の施設サービスが期待できる。

(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力

団体の経営安定性については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、営業利益は安定的に確保し、自己資本比率を非常に高い水準で確保していることから、指定管理を継続して安定的に行う能力を有している。

また、法令順守等に関しては、外部有識者との相談体制を整えており、個人情報保護、情報公開に対しても市民が安心して施設を利用できるよう適切な情報管理がなされている。

人的能力については、健康運動指導士等の有資格者を配置するとともに、会社として資格取得を支援しており、質の高い施設運営が期待できる。

また、10年以上にわたる本施設の管理運営の経験を積んだ職員による継続的なサービス提供が図られることも評価できる。

(4) その他の要件

スポーツ教室（自主事業）は、稼働率の低い施設や時間帯を活用し、乳児から高齢者まで幅広い年代を対象としてバランス良く計画されている。

また、新たなサービス向上として、キャッシュレス決済システムや最新トレーニングマシンの導入のほか、地域主体のスポーツ活動へのアウトリーチが計画され、市民ニーズに応えるものと期待できる。その他、地元雇用の推進、地元企業への発注による地域経済の

健全な活性化策も示されている。

体育施設の指定管理実績として、近隣市はもとより愛知県内でも多くの施設を管理運営しており、蓄積されたノウハウや新たなサービスの成功事例を提供できる強み、また、本施設において安定的に利用拡大が図られてきた実績から、今後も本施設の管理運営を行っていく能力を十分有していると認められる。

以上、「審査基準表」の審査基準及び審査の視点に照らして選定を行った結果、ハマダスポーツ企画株式会社を尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、適当と認める団体として選定し、指定管理者の候補者とします。

